

滋賀県医療費適正化計画(第4期)の中間見直しについて(骨子案)

1 概要

滋賀県医療費適正化計画は、医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国が定める「医療費適正化基本方針」に沿って、高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項に基づき策定する計画である。

計画上は最終年度に見直しを行い、次期計画を策定することとされているが、診療報酬プラス改定等、本県医療費を取り巻く環境が大きく変化していることから、中間見直しを行う。

なお、中間見直しにあたっては、国の社会保障制度改革や医療費適正化基本方針の改正を反映させるとともに、本県の保健医療計画等の見直しとの整合性を図る。

2 医療費適正化計画の変更について

(1) 計画期間

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)までの6年間。

(2) 変更のポイント

ア 骨格は変更しないこととする。

イ 医療費推計について、診療報酬改定等を踏まえた再推計を行う

ウ 既存目標・施策について、データを活用した医療費分析や実績を踏まえた見直しや、地域フォーミュラ等新たな項目への対応を行う。

3 これまでの検討状況

- ・令和8年5月14日：一斉常任委員会(案件報告)
- ・令和8年6月29日：医療審議会(諮問)
- ・令和8年9月8日：医療審議会(変更骨子案)

4 今後の予定

- ・令和8年10月16日・11月：医療審議会医療費適正化計画部会(変更素案)
 - ・令和8年11月24日：医療審議会(変更原案)
 - ・令和8年12月：常任委員会(変更原案報告)
 - ・令和8年12月～令和9年1月：県民政策コメント(変更原案)
 - ・令和9年3月：医療審議会(県民政策コメントの結果報告_変更最終案 答申)
 - ・令和9年3月頃：常任委員会(変更最終案報告および県民政策コメントの結果報告)
- 年度内に変更・公表

※高齢者の医療の確保に関する法律 第9条第1項

都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、6年ごとに、6年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画(以下「都道府県医療費適正化計画」という。)を定めるものとする。

第4期滋賀県医療費適正化計画中間見直しの構成（骨子案）

◇◇◇ 計画の構成 ◇◇◇

【計画期間】 令和6年度～令和11年度（6年間）

第1章 医療費適正化に関する基本方針

- 1 計画策定の趣旨
- 2 医療費適正化計画の基本理念
誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現
～超高齢社会の到来に対応した持続可能な医療の確保をめざして～
- 3 他の計画等との関係

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1 医療費の動向 | 5 特定健康診査およびメタボリックシンドロームの状況 |
| 2 病床数 | 6 在宅医療 |
| 3 医療機能の現状 | 7 たばこ |
| 4 生活習慣病に分類される疾患の状況 | 8 後発医薬品 |
| | 9 医療資源の投入量に地域差がある医療 |
| | 10 人口推移等 |

第3章 目標と取り組むべき施策

- 1 目標
 - (1) 住民の健康の保持の推進に関する目標
 - ・特定健康診査の受診率（70%以上）
 - ・特定保健指導の実施率（45%以上）
 - ・特定保健指導対象者の割合の減少率（25%以上（H20年度比））
 - ・たばこ対策（20歳以上の喫煙率）
（男性15%以下、女性3%以下（R17））
 - ・糖尿病の重症化予防（糖尿病性腎症による新規透析導入者数）
（各年度165人以下）
 - ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
（骨折予防・骨粗しょう症予防等の推進）
（各年度19市町で実施）
 - ・がん検診の受診率
（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）
（各60%以上）
 - ・予防接種に関する施策の推進
 - (2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標
 - ・後発医薬品の使用促進（80%以上）
 - ・バイオ後続品の使用割合
（80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上）
 - ・医薬品の適正使用の推進（19市町で保健指導を実施）
 - ・急性気道感染症・急性下痢症の抗菌薬の薬剤費
プレガバリン追加（半減（令和元年度比））
 - ・外来白内障手術、外来化学療法（外来実施を全国平均以上）

既存目標・施策の見直し、追加

2 取り組むべき施策

- (1) 住民の健康の保持の推進に関する施策
 - ・特定健康診査および特定保健指導等の推進
 - ・たばこ対策
 - ・糖尿病の重症化予防
 - ・高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進
 - ・がん検診の推進
 - ・予防接種に関する施策の推進
- (2) 医療の効率的な提供の推進に関する施策
 - ・後発医薬品およびバイオ後続品の使用促進
 - ・医薬品の適正使用の推進
 - ・医療資源の効果的・効率的な活用
 - ・急性気道感染症・急性下痢症の抗菌薬の薬剤費、**プレガバリン追加**
 - ・**地域フォーミュラリの推進**
 - ・医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進
 - ・病床機能分化と連携の推進
 - ・医療福祉・在宅看取りの推進
- 3 保険者、医療機関その他の関係者の連携および協力

適正化の効果

推計を再度実施

第4章 医療費の今後の見通し

- 1 医療費の今後の見通し（適正化前）
- 2 医療費の今後の見通し（適正化後）

令和11年度における計画を実行しない場合の県民医療費の推計と計画を実行した場合の県民医療費の推計との差額

第5章 計画作成のための体制の整備および達成状況の評価

- 1 計画作成のための体制の整備
- 2 達成状況の評価

※（ ）内は目標